

# 特記仕様書

業 務 名 令和8年度花壇花卉植栽業務（その3）  
履 行 場 所 新都心公園  
履 行 期 間 契約日の翌日から令和9年3月12日

(適用)

第1条 本仕様書は那覇市が発注する「令和8年度花壇花卉植栽業務（その3）」に適用する。

(作業内容)

第2条 本業務は、(別紙1)『令和8年度花壇花卉植栽業務 業務内容書』の作業を行うものとする。

(業務の着手と工程表)

第3条 本業務の受注者は契約後、履行期間である着手日に着手届、契約締結後14日以内に業務工程表を提出しなければならない。

(監督職員)

第4条 「監督職員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は現場代理人に対する指示、承諾または協議等の職務を行う者であり、総括調査員、主任調査員及び調査員を総称していう。

(現場代理人)

第5条 現場代理人は、作業時において現場に常時配置できること。

(主任技術者)

第6条 受注者は、本業務における「主任技術者」を定め、発注者に通知するものとする。1級造園施工管理技士または2級造園施工管理技士の資格を有する者であること。現場代理人は、主任技術者を兼ねることができる。

(担当技術者)

第7条 受注者は、本業務における「担当技術者」を定め、発注者に通知するものとする。

(打合せ等)

第8条 業務を適正かつ円滑に実施するため、現場代理人と監督職員は常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

- 2 本業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、現場代理人と監督職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。

(業務計画書)

第9条 受注者は契約後15日以内に業務計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。

(関係機関との協議及び調整)

第10条 必要に応じて関係機関との調整及び協議を行うこと。(地域住民、公園ボランティア、その他業務上必要とする関係機関)

- 2 関係機関等との協議や調整の準備、資料作成及び議事録の作成を行うこと。

(成果品)

- 第 11 条 本業務の成果品は以下のとおりとする。
- ア. 業務報告書 1 部
  - イ. その他発注者が指示するもの
  - ウ. 上記の電子データ 1 部(CD-ROM 又は DVD-ROM)

(関連法令等の遵守)

- 第 12 条 受注者は、設計業務等の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

(業務の完了)

- 第 13 条 本業務の完了は、提出書類(成果品)及び業務管理状況の検査が合格した時を完了とする。
- 2 受注者は前項の検査合格後、成果品に疑義が生じた場合または現地確認が必要な場合は速やかに対処しなければならない。

(修補)

- 第 14 条 受注者は修補の必要があると認められた場合には、速やかにこれを行わなければならない。

(契約の変更と一時中止)

- 第 15 条 発注者が必要と認めた場合は業務内容の変更、設計業務等の一時中止を命じることがあるが、その場合、受注者は発注者の指示に従わなければならない。

(守秘義務)

- 第 16 条 受注者は作業により知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。又、本業務に関する成果品はすべて発注者の所有とし、発注者の承諾なしにコピー等又は他人に公表、貸与してはならない。

(疑義)

- 第 17 条 本業務に際して、疑義が生じた場合は発注者、受注者協議のうえ発注者が決定するものとする。

(暴力団員等による不当介入の排除対策)

- 第 18 条 受注者は、当該業務の施工に当たって「那覇市発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書(平成 23 年 1 月 12 日)」に基づき、次に掲げる次項を遵守しなければならない。違反したことが判明した場合には、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。
- 2 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- 3 暴力団員等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- 4 排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じる恐れがある場合は、速やかに調査員と工程に関する協議を行うこと。

(那覇市暴力団排除条例及び同排除要綱に基づく排除対策)

- 第 19 条 受注者(落札者)は、暴力団密接関係者を市発注工事等から排除するため、別紙誓約書兼同意書を公園管理課へ提出しなければならない。
- 2 受注者は、当該工事契約等関連の中で、直接の発注者又は雇用者(以下「直近上位発注者」という。)に対し「1 次及び 2 次下請以下の全ての下請契約者及び日雇労働者は、直近上位発注者に誓約書兼同意書(下請用)を提出しなければならない」旨の義務を

課さなければならない。

- 3 受注者は、直近上位発注者に対し、誓約書兼同意書(下請用)を提出しない者と下請契約等を締結してはならない旨の指導をしなければならない。
- 4 受注者はその旨、全ての当該工事関連者に周知しなければならない。

## 令和 8 年度花壇花卉植栽業務 業務内容書

## 事業目的

花いっぱい運動の一環として、新都心公園において亜熱帯庭園都市として観光地にふさわしい都市公園の景観・美観の形成を整えることにより、沖縄観光のブランド力の効果及び公園の更なる利用促進を図ることを目的として、立体造形花壇及びプランターの維持管理を行う。

## 1. 計画準備

本業務の進め方等について発注者と協議のうえ、業務計画書・詳細作業工程を立案する。

## 2. 立体造形花壇及びプランターの維持管理

年間を通じて良好な状態を保つため下記の業務を行う。

## (1) 維持管理

- ・ポット苗の剪定、花壇および周辺の清掃を行う。(1 回/2 週の頻度とする)
- ・生育不良なポット苗は適宜、入れ替える。(全体数量の 3 割を想定する)
- ・季節や生育状況にあわせ、灌水頻度を調整し、器材の点検を行う。(1 回/6 週の頻度とする)

## (2) 荒天時対応

- ・主に、台風襲来を想定した、事前の対策とその後の復旧を行う。具体の対策については、事前に発注者の承諾を得る。

## (3) プランターの維持管理

- ・ポット苗の剪定、プランターおよび周辺の清掃を行う。(1 回/2 週の頻度とする)
- ・生育不良なポット苗は適宜、入れ替える。(全体数量の 3 割を想定する)
- ・季節や生育状況、天候に応じて、適切な量の灌水を行う。(2 回/週の頻度とする)

## 3. 打ち合わせ

必要と認められる場合、適宜実施する。